

調査・研究積立金取扱規程

第1条 公益法人日本精神神経学会（以下、「当法人」という）の事業を適正かつ円滑に運営するため、調査・研究積立金を設ける。

第2条 調査・研究積立金は、勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。

第3条 調査・研究積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で、調査・研究積立金に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から調査・研究積立金とすることを指定して寄附された財産

第4条 調査・研究積立金は理事長が管理し、別途定める基本財産取扱規程に準じ、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。

第5条 当法人が公益目的事業を継続していく上で、調査・研究積立金を取り崩し事業財源に充てる以外に方法がなく、やむを得ない場合に限り、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、調査・研究積立金の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。

第6条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

附則 この規程は、平成26年3月15日から施行するものとする。